十　前二号の規定の適用がある場合における第四号の規定の適用については、同号中「の各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「の各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額（第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。）と、「当初申告試験研究費の額」とあるのは「当初申告試験研究費の額、当初申告平均売上金額若しくは当初申告基準売上金額」と、「当該各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「当該各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額」とする。

十一　第三号の場合には、第一項後段及び第四項後段の規定は、適用しない。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第九項中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第十項中「当該通算法人に係る通算親法人の」を削り、「終了の日に終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した」を「前の」に改め、「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「場合」の下に「（同項第八号又は第九号の規定の適用がある場合には、当該確定申告書等に添付された書類に当該通算法人の平均売上金額又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額として記載された金額と当該通算法人の平均売上金額又は同号に規定する基準売上金額とが異なることとなった場合を含む。）」を加え、同条第十一項中「過去適用事業年度（」を「当該通算法人等又は当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の過去適用等事業年度（」に、「開始の日前に開始した各事業年度で当該通算法人等が」を「終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日において当該通算法人等若しくは他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が」に、「（当該通算法人等に係る」を「（通算子法人にあつては、その事業年度終了の日において当該通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある」に、「限る。）をいう。以下この項」を「限る。）である場合の当該各事業年度をいう。以下この項及び次項」に、「当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の当該過去適用事業年度又は当該過去適用事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「過去事業年度等」という。）」及び「当該過去事業年度等」を「当該過去適用等事業年度」に、「他の適用通算法人の」を「他の通算法人の」に、「開始の日前に開始した各事業年度に」を「終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度に」に、「過去適用等事業年度に」を「過去適用事業年度に」に改め、同項第一号中「当該通算法人等及び当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損金増加額に限る。）」及び「第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、「相当する金額」の下に「（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）」を加え、同改正規定中同号に次のように加える。

イ　第八項第九号イに掲げる場合　当該政令で定める金額に同号イ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号イ(1)から(3)までに定める割合（同号イ(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

ロ　第八項第九号ロに掲げる場合　当該政令で定める金額に同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(3)までに定める割合（同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第十一項第二号中「又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額」を「の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額」に改め、同条第十二項中「過去事業年度等」を「過去適用等事業年度」に改め、同条第十六項中「同項第二号に規定する」を削り、「第十一項に規定する過去適用事業年度」を「第十一項に規定する過去適用等事業年度」に改め、同条第十八項中「から前項」を「（第八号から第十号までを除く。）及び第九項から前項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「の試験研究費の額」を「試験研究費の額は」に、「の特別試験研究費の額」を「特別試験研究費の額は」に改め、同表第八項第三号イの項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同表第八項第三号ロの項中「（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を削り、同改正規定中同表第八項第四号の項を次のように改める。

第八項第四号	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第十八項の表第八項第七号の項中「（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）」を「に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）」に改め、「百分の十」の下に「に相当する金額」を加え、同表第十一項第二号の項中「百分の二十五」を「第一項の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額」に、「百分の十」を「第七項に規定する百分の十に相当する金額」に改め、同条に三項を加える改正規定のうち、同条第二十五項中「及び第八項第六号ロ又は」を「並びに第八項第六号ロ及び」に改め、同条第二十六項中「比較試験研究費の額」の下に「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の六第五項を削る改正規定中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）及び「（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第五項」に改め、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる改正規定中「から第九項までを一項ずつ繰り上げ」を「を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合」を削り、「、第三項」を「、同項」に改め、同項を同条第八項とし」に改め、同条第十項を同条第九項とする改正規定中「同条第十項」の下に「中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項」を加える。